

オープンデータの実施と公開データの判断基準の関係性 Relationship between the implementation of open data and the judgment criteria of published data

本田 正美[†] 梶川裕矢[†]
Masami Honda Yuya Kajikawa

1. はじめに

日本では、300 を超える自治体がオープンデータに着手している。その取り組みが広まる中で、各自自治体においてオープンデータとして公開されるデータの種類には相違がある[1]。本研究は、自治体におけるオープンデータ着手の契機とオープンデータとして公開されるデータに関する判断のあり方について事例分析を行う。これにより、オープンデータとして公開されるデータに相違がある理由を探る。

2. 研究の背景

日本の自治体では、福井県鯖江市が 2011 年に着手したことを嚆矢として、以後、福島県会津若松市や石川県金沢市、千葉県流山市がオープンデータに取り組んでいる[2]。日本政府は、2012 年に電子行政オープンデータ戦略を策定しており、これを契機として国をあげてオープンデータに取り組んでいる。国は自治体の取り組みへの支援も行っており、2018 年には、400 に迫る自治体がオープンデータに取り組み済である[3]。

広がりを見せるオープンデータの取組であるが、「オープンデータ」については、その定義が定まったわけではない[4]。例えば、総務省によれば、「政府において、オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことを言います。」[5]とされている。一方で、オープンナレッジファンデーションジャパンによれば、「オープンデータは目的を問わず、誰でもどこでも自由に利用し、共有し、構築のベースにすることができるデータ」[6]とされている。定義が明確にはなされていないことから、全国の自治体においてオープンデータとして公開されているデータには相違が見られるものと考えられる[1]。実際に、政府 CIO ポータルに掲載されているオープンデータ取組自治体一覧は二つの表から成っており、オープンデータ取組自治体とデータ公開している自治体の一覧が分けて公開されている[3]。

統一の基準が設定され、それに準拠したデータを公開した時にオープンデータを実現したと認められるということになるとすると、400 に迫る自治体がオープンデータに着手済という現在の状況には至らなかった可能性がある。

そこで本研究は、オープンデータ着手済の自治体に焦点を当てて、どのような基準でオープンデータとして公開するデータを決定したのか事例分析を行う。

3. 研究の方法

本研究では、日本のオープンデータ着手済の自治体に焦

点を当てる。具体的には、政府発表資料[7]および、政府担当者発表資料[8]において、オープンデータの開始時期が示されていたものである。これらの資料では、2013 年 3 月時点から 2016 年 9 月時点まで六つの時点においてオープンデータに取り組んでいた自治体名がそれぞれ四つあげられている。その内訳は、2013 年 3 月時点(福井県鯖江市、福島県会津若松市、千葉県流山市、石川県金沢市)、2014 年 3 月時点(千葉県千葉市、静岡県、神奈川県横浜市、福岡県福岡市)、2015 年 2 月時点(埼玉県さいたま市、神奈川県藤沢市、東京都品川区、長野県須坂市)、2015 年 6 月時点(青森県青森市、宮城県石巻市、東京都千代田区、愛知県小牧市)、2016 年 3 月時点(北海道旭川市、神奈川県平塚市、兵庫県尼崎市、香川県高松市)、2016 年 9 月時点(青森県八戸市、宮城県、群馬県、鹿児島県鹿児島市)であり、本研究では、それらの自治体を調査対象とした。

以上の計 24 の自治体に対して、半構造化インタビューによる調査の照会を行い、19 自治体では現地に訪問してオープンデータ担当者に対してインタビュー調査を実施し、4 自治体からは文書回答を得た。1 自治体からはインタビュー調査及び文書回答の協力が得られなかった。

協力を得られた自治体のオープンデータ担当者に対して、オープンデータに着手する契機及びオープンデータとして公開するデータの判断基準について以下の質問を行った。

問 1: 実際にオープンデータに取り組もうと考えるようになったきっかけは何か

問 2: オープンデータとして公開するデータの選定はどのような根拠に基づき行ったのか

対象自治体への訪問など調査を行った期間は、2017 年 6 月 20 日から 2018 年 1 月 9 日である。

4. 結果

以下、インタビュー調査の結果を表 1 に示す。

表 1 オープンデータ着手の契機と公開データの判断基準

13 年 3 月時	オープンデータ着手の契機 (問 1)	判断基準 (問 2)
M1	首長へ外部からの提案	HP 公開、情報公開
M2	職員へ外部からの提案	公開出来るもの ※
M3	首長の意向	HP 公開 ※
M4	首長へ外部からの提案	公開出来るもの ※
14 年 3 月時		
M5	首長の意向	電子公開の指針あり ※
M6	職員の発意	公開出来るもの
M7	国の動向	公開出来るもの ※
M8	自治体間の連携	利用されそうなもの ※
15 年 2 月時		
M9	自治体間の調査研究	HP 公開、情報公開

[†] 東京工業大学環境・社会理工学院, School of Environment and Society, Tokyo Institute of Technology

M10	議会質問	既に公開しているもの
M11	首長へ外部からの提案	利用されそうなもの
15年 6月時		
M12	計画に組み込まれた	HP 公開
M13	外部からの提案	公開出来るもの
M14	職員の発意	HP 公開、公開出来るもの
M15	議会質問	データを持つ原課の判断
16年 3月時		
M16	職員の発意	HP 公開、公開出来るもの
M17	県からの要請	HP 公開、 周辺自治体を参照
M18	職員の発意	HP 公開
M19	国の動向	HP 公開、公開出来るもの
16年 9月時		
M20	議会質問	HP 公開、 周辺自治体を参照
M21	国の動向	公開出来るもの
M22	国の動向	HP 公開
M23	国の動向	既に公開しているもの

(※はオープンデータの公開基準を策定している自治体)

オープンデータ着手の契機としては、外部からの提案、職員の発意による取り組み、議会質問、国の動向を見てというものがあげられた。いわゆる初期にオープンデータに着手した自治体では外部からの提案を受けてという事例が多く、時間が経過すると、国の動向を見て自治体として取り組もうとなったとする事例が見られるようになっている。

オープンデータとして公開するデータの判断基準は、当該自治体の HP 上で既に公開されているデータ、あるいは、オープンデータとして公開出来ると担当者が判断したものが過半を占めた。表 1 で「情報公開」としたのは、情報公開請求があった場合に公開可能なものの中から公開するという回答があったものである。その他、利用されそうなデータを公開しているという回答もあった。

自治体におけるオープンデータの実施の契機との関係性では、外部からの提案や職員の発意により取組が始まった例では、公開出来そうなデータを公開するという判断が行われていたことが示唆された。

表 1 の「判断基準」について「※」をつけた自治体は、オープンデータとして公開するデータに関して、公開の基準を策定したというところである。比較的早期にオープンデータに着手した自治体の中で、オープンデータに関わり公開基準の策定が進んでいることがうかがえる。

5. 考察

2017 年に日本政府は「オープンデータ基本指針」を決定しており、これ以後はこの指針を参照しながら公開出来るデータセットから公開したり、公開の基準を定めたりすることも想定される。しかし、本研究が対象とした自治体はそれ以前にオープンデータに着手しており、国としての一定の基準がない状況において、各自治体の判断で公開出来るものから公開するという一方で、オープンデータの取り組みが広がっていったことが示唆される。

公開出来るものは公開するということは、その都度のアドホックな対応が取られていたことを意味する。オープンデータの取り組みの契機は様々ある中で、明確な基準を設定し、それに見合ったデータが公開されることをもってオープンデータに着手しているとするとなると、その判断基準の設定方法およびに庁内の対応次第ではオープンデータの実現が極めて困難となるという事態に陥りかねない。その点、公開出来るデータあるいは既に何らかの方法で公開されているデータという判断基準はオープンデータを実現する上では好都合であり、これまでも HP 上で公開されていた統計データなどをオープンデータであるとして公開することをもってオープンデータに着手したとすることも可能となる。このようなアドホックな判断も可能であった点に、自治体におけるオープンデータの広がりや要因の一つがあるものと考えられる。明確なデータ公開の判断基準を設けないことで、オープンデータの実施を可能とするという状況が作り出されていた。なおかつ、アドホックな対応ゆえに、自治体間でオープンデータとして公開されるデータの種類の相違が見られるようになっている可能性がある。

対して、庁内での検討を経て公開基準を設定するという方法は組織をあげての対応を必要とする。よって、公開基準の設定作業に一定の時間と労力が必要とされるため、そのような公開基準を設定している自治体はオープンデータに早期に取り組んでいた自治体に限定されている。今後、このような公開基準の設定が進めば、オープンデータとして公開されるデータの種類の一致が見られる可能性もある。

6. おわりに

本研究における調査によって、オープンデータの実施の契機に関わらず、オープンデータとして公開するデータの判断基準は HP で既に公開されていたデータなど公開出来そうなデータを公開するというものであったことが明らかとなった。各自治体で公開出来るものからオープンデータとしたことがオープンデータとして公開されるデータに相違がある一因となったものと考えられる。

謝辞

本研究は、「科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム」の研究成果の一部である。

参考文献

- [1] 吉田暁生、野田哲夫、本田正美 “地方自治体におけるオープンデータの活用の効果と課題” 山陰研究(9)、pp.97-109、(2016)
- [2] 早田吉伸・前野隆司・保井俊之 “オープンデータ推進に向けた国内先進地域の特徴分析” 地域活性研究 Vol.6、(2015)
- [3] 政府 CIO ポータル “オープンデータ取組自治体一覧”、(2018)
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata_list_20180430.xlsx (最終アクセス 2018年6月26日 以下も同様)
- [4] Julian Singh, Open Data 101: The latest trends, challenges and research in government open data, Cooe Press,(2017)
- [5] 総務省 Web サイト
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata
- [6] オープンナレッジファンデーションジャパン
<http://okfn.jp/2014/03/23/defining-open-data>
- [7] 電子行政オープンデータ実務者会議 “新たなオープンデータの展開に向けて”の進捗状況” (2016)
- [8] 山路栄作 “政府におけるオープンデータの推進について”、2016 TRON Symposium 発表資料、(2016)